

第114回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時 令和5年5月24日（水）午前9時30分～午前11時15分

2 場 所 埼玉会館 3B会議室

3 出席者 委員名（敬称略・五十音順）
池田恵子、倉片憲治、小嶋文、野口祐子

【意見開陳】

桑田仁、関野兼太郎、平木いくみ、松本邦義

※事務局

商業・サービス産業支援課課長 小貝 喜海雄
商業・サービス産業支援課商業担当職員 3名

4 審議内容

県意見についての審議

（1）新設

- 新設（5条1項） ドラッグコスモス日高旭ヶ丘店
- 新設（5条1項） ドラッグコスモス石橋店
- 新設（5条1項） ドラッグコスモス大利根店
- 新設（5条1項） ドラッグコスモス七本木店
- 新設（5条1項） （仮称）イオンスタイル武蔵狭山
- 新設（5条1項） （仮称）フーコット深谷
- 新設（5条1項） （仮称）ヤオコー深谷上野台店建替計画
- 新設（5条1項） （仮称）クリエイトS・D久喜菖蒲店

（2）変更

- 変更（6条2項） カインズモール大利根
- 変更（6条2項） カインズホーム上里本庄店
- 変更（6条2項） ショッピングセンターニッポーモール
- 変更（6条2項） イオンモール羽生

5 傍聴人 1名

6 その他

リモートで事前説明を希望される委員に説明を行うとともに、その際に審議案件についてご意見をいただいた。

令和5年5月 8日(月)	関野兼太郎委員
令和5年5月 8日(月)	平木いくみ委員
令和5年5月 9日(火)	倉片憲治委員
令和5年5月 9日(火)	野口祐子委員
令和5年5月10日(水)	桑田 仁委員
令和5年5月11日(木)	小嶋 文委員
令和5年5月16日(火)	池田恵子委員

会議要旨(概要)

1 開会

2 議事

県意見についての審議

(1) 新設

●新設(5条1項) ドラッグコスモス日高旭ヶ丘店

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。追加で御意見等ありますか。

【議長】

事前説明における各委員からの意見について、まず「店舗前の市道について街灯が少なく、駐車場の出入口付近の歩行者の安全が懸念されるため、設置者側で配慮いただきたい。」という意見については、設置者から駐車場内の照明や明るい看板も設置する予定との回答もありますので、これについては口頭意見として付すまでもないかなと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

はい。

【議長】

交通に関しての、「交通安全対策について、近隣の小学校の通学路付近であること、また中学校もあるため、工事車両や来店車両等が敷地に出入りする際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮をお願いしたい。」という意見については、口頭意見として付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項） ドラッグコスモス石橋店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。追加で御意見等ありますか。

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について、交通に関して「出入口が通学路に面しているため、下校時間帯には特に来客車両に対し歩行者への注意喚起をお願いしたい。」という意見と、「駐車場の出入口が通学路に面している。児童生徒を含め歩行者の交通安全のため左折イン・アウトの徹底をお願いしたい。」という意見が出ていますが、二つを合わせた文言で口頭意見とするのが良いかと思いますがいかがでしょうか。

【委 員】

はい、そのように思います。東松山市の意見への設置者回答にありますが「出入り等通行の際は注意致します。」という回答で、具体的にどのように注意するのかが書いていないため、改めて口頭意見として付していただければと思います。

【議 長】

そうしますと、「駐車場の出入口が通学路に面しているため、来客車両に対し左折イン・アウトの徹底、また下校時間帯には特に児童生徒を含め歩行者の交通安全に努めていただきたい。」という口頭意見を付すということでいかがでしょうか。

（全員了承）

【議 長】

騒音に関しては「等価騒音の予測地点Eの昼間の数値について、基準値内ぎりぎりにおさまっている。予測値を上回ることをしないよう努めていただきたい。」という意見と「従業員駐車場において閉店後の夜間の騒音に配慮していただきたい。閉店後の従業員車両の騒音を考慮し、対象車両は道路側（「駐車場出口」近く）に駐車していただきたい。」という意見があり、いずれもその通りだと思います。

【委員】

はい、この通りです。昼間はどうしようもないでしょうね。基準値ぎりぎりにおさめてきていると思いますので、決して上回ることをないようにという意味です。2点目についてはどこまで強く言うかというところですね。

【議長】

騒音に関して、今回は他の届出についても同じ趣旨の夜間の従業員の駐車場利用について騒音への配慮を求める意見がでております。

【委員】

はい、ただ数値上は極端に大きい音が出ることにはなっていないので、もしそういったことを考えていない場合は考えた方が良いでしょうというアドバイスとして申し上げたところです。

【議長】

おっしゃる通りですが一方で口頭意見としてまで付すのかということですが、どうでしょうか。

【委員】

口頭意見でなければ意見の形としてはどういったものになるのでしょうか。

【議長】

審議会の意見としては無くなってしまいます。それ以上強い意見ということではないと思いますので。ですから念押しとして伝えた方が良いでしょうということであれば口頭意見として付すこととなります。やはり少し気になる場所ですので口頭意見として付すこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【議長】

では騒音に関しては「等価騒音の予測地点Eの昼間の数値について、基準値内にぎりぎりにおさまっている。予測値を上回ることをないように努めていただきたい。」という意見と「従業員駐車場において閉店後の夜間の騒音に配慮していただきたい。閉店後の従業員車両の騒音を考慮し、対象車両は道路側(「駐車場出口」近く)に駐車していただきたい。」という意見をいずれも口頭意見として付したいと思いますがよろしいでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項） ドラッグコスモス大和根店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。追加で御意見等ありますか。

【議 長】

まず、「加須市意見に対し適切に対応されたい。」との意見ですが、設置者から適切に対応する旨回答があり、それに対して適切に対応することは当然のことですので口頭意見として付すまでもないかと思いますがよろしいでしょうか。

【委 員】

はい。

【議 長】

続いて「来退店車両と従業員の駐車場が同じ場所にあるが、従業員についても来退店車両と同様に駐車場の出入口も含め、歩行者への交通安全の配慮をお願いしたい。」という意見については口頭意見として付したいと思いますがいかがでしょうか。

（全員了承）

【議 長】

最後に、騒音に関して「従業員駐車場において閉店後の夜間の騒音に配慮していただきたい。閉店後の従業員車両の騒音を考慮し、対象車両を隔地駐車場の民家側（予測地点B及びC側）に駐車しないようにしていただきたい。」という意見ですがこの通りだと思います。

【委 員】

はい。来客用の駐車場を優先しようとする、逆に従業員用駐車場が民家側になってしまうため調整は難しいとは思いますが、できるだけそのようにしていただける方が騒音対策の上では有利なはずですので、口頭意見として付していただけると良いと思います。

【議 長】

ではこちらも口頭意見として付すこととしてよろしいでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項） ドラッグコスモス七本木店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。御意見等ありますか。

【議 長】

まず交通に関して、「出入口が通学路に面しているため、下校時間帯には特に来客車両に対し歩行者への注意喚起をお願いしたい。」という意見と「駐車場の出入口が通学路に面している。右左折イン・アウトを認めており、安全確認の注意喚起の対策を徹底していただきたい。また、駐車場の夜間照明はあるとのことだが、歩道の通行者の安全のための照明についても配慮をお願いしたい。」という意見がでています。騒音に関しては「従業員駐車場において閉店後の夜間の騒音に配慮していただきたい。閉店後の従業員車両の騒音を考慮し、対象車両を民家側(予測地点D側)に駐車しないようにしていただきたい。」という意見と「キュービクルの騒音の影響を最も受ける場所が現在は畑であるが、今後、建物が設置される際には、騒音への影響に配慮していただきたい。」という意見が出ています。

まず交通に関してはまとめた形で口頭意見として付すのがよいかと思います。あと夜間照明に関しては、設置者から駐車場内の照明や明るい看板も設置する予定との回答もありますがいかがでしょうか。

【委 員】

歩行者への安全のための照明ということで、歩行者の安全が守られるようにという意味で意見として付していただければと思います。

【議 長】

出入口にそれなりに照明がついているということであれば、それ以上付けるように求めるのは難しいかと思いますがいかがでしょうか。

【委 員】

写真を見ると全く街灯がないようですし、駐車場には夜間照明を設置すると回答がありましたが、出入口で歩行者が通行し車が出入りする際に気を付けていただきたいという意図です。

【議 長】

前回も話がありましたが、市道の方に街灯がないということは、市の方の問題でありますし、設置者が駐車場には照明を設置すると回答している中でさらに設置を意見として求めるのは行き過ぎではないかということで、前は照明に関しては意見を付さなかった経緯があります。

【委 員】

ではそのようにしていただいて結構です。

【議 長】

そうしますと、交通に関して二つの意見を合わせた形にすると「出入口が通学路に面しており、右左折イン・アウトを認めているため、下校時間帯には特に来客車両に対し歩行者への注意喚起・安全確認の徹底をお願いしたい。」という意見を口頭意見として付すということはいかがでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

続いて騒音の意見に関して、いかがでしょうか。

【委 員】

一つ目は他の案件と同様に口頭意見として付していただければと思います。二つ目のキュービクルに関する意見については、それほど強い意見ではなく、将来的にこういうこともあるかなと思い、感想程度に申し上げたところです。図面を見ますと恐らく家は建たないかと思えます。進入路を作れないようです。この店舗が拡張して使うようなことはあっても、新たに進入路を作り住居を建てることはできないと思います。ですので、一つ目の意見とはレベル差がつけられると良いかと思えます

【議 長】

いずれも口頭意見となるとレベル差はつけられません。口頭意見といっても文書で渡すようですが、県の記録として意見を付けたということでは残らないものです。県として念押しをしたといったところです。

【委 員】

そういった意味で言うと、「今後、建物が設置される際」という表現があいま

いでしょうか、設置者自身が建てる場合は話が別ですので。建物というのは民間の住宅ですよ。それが建てられる場合にはそれに対する影響を考慮していただきたいということで、そこを明確にして、伝えるだけ伝えていただければと思います。

【議 長】

「今後近隣に建物が設置される場合には」でしょうか。

【委 員】

一般住宅でしょうか。

【議 長】

「キュービクルの騒音の影響を最も受ける場所が現在は畑であるが、今後近隣に一般住宅が設置される際には、騒音への影響に配慮いただきたい。」という表現で口頭意見として付すことでいかがでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

事前説明の際には出ていませんが、等価騒音の予測地点Dについて、荷さばき施設あたりの昼間の数値が基準値ぎりぎりになっています。これについて予測値を上回ることをないように努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委 員】

おっしゃる通りです。0.8 dB 下回るに過ぎないです。

【議 長】

荷さばき施設なので荷物が来た時に超えるということがあるかもしれません。民家も近いです。

【委 員】

その通りです。ドラッグコスモス石橋店の意見と同じように「等価騒音の予測地点Dの昼間の数値について、基準値内ぎりぎりにおさまっている。予測値を上回ることをないように努めていただきたい。」という口頭意見を付したいと思います。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）イオンスタイル武蔵狭山

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。御意見等ありますか。

【議 長】

まず夜間の最大騒音が ぎりぎりということについて、いかがでしょうか。

【委 員】

本件については、今まで三回この審議会に出席した中で一番重たい案件という感じがしていますので慎重に審議したいと思います。事務局説明のとおりでして、何度も計算をやり直して、走行速度10km/hまで落としてようやく基準値ぎりぎりだということで無理をした感じがいたします。逆に10km/hでの走行、すなわち自転車より遅いくらいの速度での走行を本当に徹底できるのか。補足しますと「出口手前で一時停止するので速度は必然的に遅くなります」とあり、その通りだとは思いますが、そこまでが店舗側の責任かもしれません。しかし駐車場を出たら住宅街、第一種住居地域を通過して出ていくわけで、そこには当然制限をかけられないので、その交通を認めてしまうと10km/hは破られてしまうこととなります。これについては店舗側の責任ではないと言うかもしれませんが当然予想される事象ですので、そこについて思いを巡らせるべきだとは思いますが。また、住民からの苦情なかったとのことですが、従前の狭山ショッピングデパートは店舗に一番近い駐車場しか使われていなかったと思います。出入口①③のみの利用で、私が心配している出入口②は使われなかったようです。制限しなかったとしたら出入口②の出入りが増えてしまいますので、従前の狭山ショッピングデパートと同じだとは言えないと思います。当時苦情が出ていないため今後も出てこないという理由にはならないと思います。

【議 長】

そうしますと審議会の意見としては、10km/h以下の走行になるように物理的な実効性のある措置を求めるということになるでしょうか。

【委 員】

どこまで言えるでしょうか。どのように対処しても良いというのであれば、私は出入口②を夜間使わないのが良いと思うのですが。もう少し言いますと、出入口②を出て、第一種住居地域の方を抜けて近道をしようとする客がでないように。出入口①は残し、出入口③は右折を禁止し左折のみにすることで第一種住居地域の方に行けないようにし、国道16号の方に流すというような制限をするのが一番実行的だと思います。ただそこまで我々が意見できるのか分からない

ですが。

【議 長】

「これをしなさい」というような限定的な表現でなければ可能でしょうか。私はこれは口頭意見ではなく、附帯意見として付すのが良いと考えています。どこまでいうかというところですが。

【委 員】

一つは、狭山ショッピングデパート時代に大丈夫だったということであれば当時と同じ状況にしてくださいということでしょうか。そうしますと必然的に夜間は建物近くしか駐車できないように制限するでしょうし。

【議 長】

そうしますと建替前と同様夜間の出入口②について

【委 員】

いえ、まず駐車場でしょうか。使う駐車場の範囲です。

【議 長】

建替前と同じように駐車場の夜間利用を制限することでしょうか。

【委 員】

そうですね、店舗に近いところだけに制限すると必然的に出入口②から出る人が少なくなりますから。レイアウトは多少変更があり、全く同じにはならないとは思いますが。

【議 長】

夜間の駐車場利用を建替前と同じようにする、あるいは看板の設置以外にも物理的な措置を取るということも入れても良いかと思えます。

【委 員】

物理的措置ですね。

【議 長】

ランプですとか。

【委 員】

あれは乗り越えた後に加速するのでかえってうるさくなる気がしないことでもないですが。もう一つは敷地を出た後、第一種住居地域を走ることになりますのでそれは店舗の責任ではないかもしれませんが、そこに交通を誘導してしまっている責任は考えてほしいと思えます。ですのでやはり出入口②から出ないような方法を考えていただくのが一番良いのですが。

【議 長】

夜間に出入口②を利用しないとまでは言えないでしょうか。

【委 員】

言えないですね。

【議 長】

従前と同じように駐車場利用制限をする、あとはハンプ等の物理的な措置とかというのはどうでしょうか。

【委 員】

実効性があるかどうかはこちらから指定する必要はなく、例えばどのような方法でもとにかく予測値どおり、予測値以下に収まるような方法を考えてくださいというところでしょうか。

【議 長】

そうですね。

【委 員】

かえってうるさくなってしまうことのないように、あまり具体的にこうなさいと指定しない方がよいと思います。

【議 長】

その中でも駐車場の利用制限というのは入れてそちらに誘導した方がよいとうことでしょうか。

【委 員】

そうですね、駐車場の利用制限というよりも狭山ショッピングデパート時代と同じような制限、方策を考えてほしいといったところでしょうか。その当時、苦情等が出ていなかったということであれば。その一つの例として店舗側に近い駐車場を使わせるということで結果的に出入口①③しか使わないという風に持っていくのがよいと思います。あと出入口③を言うのであれば右折はしてほしくないですね。左折のみにしてほしいです。国道16号で川越方面に行く人がいるでしょうから出入口③から右に曲がって住宅地に入っては意味がありませんので。恐らく川越方面に帰りたい人は出入口③を使うでしょうから、それは制限したいですね。

【議 長】

どこまでいうかですね。

【委 員】

右折しないようにしてくださいとはさすがに言えないでしょうか。不必要に住宅地に進入しないように誘導してほしいとまでは言えるでしょうか。

【委員】

そもそも出入口②③はなぜ右折アウトになっているのでしょうか。

【事務局】

県警と協議の上、北東側の住宅地を通行するため、これを考慮して右折出庫を認めたと聞いています。

【議長】

右折しないと住宅地に入ってしまうということですね。どちらに出ても結局住宅地ですが。

【委員】

左折すると国道16号に出るのですね、川越方面の近道。

【議長】

それか夜間だけ右折しないようにというのは難しいでしょうか。

【委員】

そうであれば出入口①に限ってしまうのがよいと思います、そちらの方がすっきりするかもしれません。しかし、出入口①は右折できないのですね。そこまで変えるとなると話が大きくなりすぎてしまいますので現実的ではないと思います。

【議長】

国道16号に出たい人が出入口①から出られないのですね。

【委員】

そうですね。ですので出入口③は塞げないと言われると思います。

【議長】

そうしますとやはり敷地内で何か対策をとってもらうことになるでしょうか。

【委員】

そうですね。

【議長】

物理的な措置だったり。

【委員】

そうですね、効果がありそうだったらやっていただいて。

【議 長】

では「車両の走行速度10km/hの徹底にあたり看板の設置以外にも、従前の建物の運用と同様な駐車場夜間利用制限や、物理的な措置等の実効性のある対策の導入をお願いしたい。」といったところでしょうか。

【委 員】

そうですね、その心は出入口②からの出入りを減らしてほしいからということだということが伝わればよいと思います。

【議 長】

今ので伝わるでしょうか。

【委 員】

目的ははっきりというのがよいと思います。夜間22時以降は出入口②からの出入りを減らしてほしい、そのためには例えば以前と同じようにするのであれば店舗に近い方のみに制限するという方法があるのではないのでしょうかということです。

【議 長】

附帯意見として駐車場の利用制限とか物理的措置をお願いしたいというところまで書いて、口頭で出入口②からの出入りを減らしてほしいという意味ですとお伝えいただくということはできるのでしょうか。

【事務局】

附帯意見と口頭意見と両方付すことは可能です。

【議 長】

ではそのようにいたしましょうか。

【事務局】

今おっしゃったのは、口頭意見としてはつけないものの附帯意見と一緒に口頭でお伝えするというのでしょうか。

【議 長】

そうですね、口頭意見として付す訳はなく事実上お伝えするということです。

【事務局】

問題ございません。

【議 長】

附帯意見にした場合、結果の通知に盛り込まれるので埼玉県の審議会としてこういう意見がありましたということは記録として残りますので口頭意見よりは重いものになります。

【委員】

夜中にふらっと来るような人は大体店舗近くに止めるでしょうけどね。そこまで一生懸命に誘導せずとも最終的にそうなるとは思いますが。

【議長】

あとは敷地内でスピードが出るとそれなりに騒音がするというところですね。

【委員】

あと店舗と近くと申し上げてきましたが、立体駐車場でしたでしょうか。

【事務局】

立体ではなく屋上駐車場です。

【委員】

そちらに誘導するという方法もありますね。平面に止めないで屋上駐車場に誘導する方法です。

【議長】

いずれにせよ駐車場利用制限で利用する出入口へ誘導して、その結果騒音を変えてほしいということですね。

【委員】

そうですね、いずれにせよ出入口②からの出入りを少なくしてほしいということですね。

【議長】

では夜間最大騒音の点については以上でよろしいでしょうか。

(全員了承)

【議長】

それから交通に関しては「周辺に通学路があり、営業時間が長いため、特に登下校時間帯には来客車両に対し歩行者への注意喚起をお願いしたい。」という意見と、「朝は早くから、夜は遅くまで営業を予定されており、周辺に小学校もあることから歩行者のみならず児童生徒の交通安全に十分配慮されたい。」という意見、それから「交通安全対策について、近隣の小学校の通学路付近であること、

また中学校もあるため、工事車両や来店車両等が敷地に出入りする際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮をお願いしたい。」という3つの意見がでております。こちらは3つの意見をまとめて口頭意見として付するのが良いと思いますがいかがでしょうか。文面は議長一任とさせていただければと思います。

(全員了承)

【議長】

それではイオンスタイル武蔵狭山については以上といたします。

●新設（5条1項） （仮称）フーコット深谷

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。御意見等ありますか。

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について、交通に関して「周辺に通学路の他に保育園・公園等があるため、工事中のみならず開業後も来客車両に対し歩行者への注意喚起をお願いしたい。」という意見と、「3方面に通学路がある。3つの出入口について開業後も児童生徒の交通安全に配慮されたい。」という意見がでております。補足することなどございますか。

【委 員】

はい、事前説明の際にお話がありましたが深谷市の意見は工事中のことを表しているようでしたので、工事中以外も交通安全に関する注意喚起をしていただきたいと思います。

【委 員】

私もそこが気になっていて、工事中の際は各学校に連絡すると書かれていますが実際に営業開始してからのことも配慮していただきたいです。

【議 長】

そうしますとお二方の御意見を合わせて、「周辺に通学路の他に保育園・公園等があるため、工事中のみならず開業後も来客車両に対し児童生徒を含む歩行者への注意喚起をお願いしたい。」という意見を口頭意見として付すこととしてよろしいでしょうか。

（全員了承）

●新設（5条1項）

（仮称）ヤオコー深谷上野台店建替計画

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。御意見等ありますか。

【議 長】

事前説明における各委員からの意見についてまず交通に関して「周辺に通学路があるため、特に登下校時間帯には来客車両に対し歩行者への注意喚起をお願いしたい。」という意見、そして騒音に関して「従業員駐車場において閉店後の夜間の騒音に配慮していただきたい。閉店後の従業員車両の騒音を考慮し、対象車両を予測地点C、E付近の民家側に駐車しないようにしていただきたい。」という意見がでております。追加等なければこのまま口頭意見として付したいと思いますがいかがでしょうか。

【委 員】

そうですね。先程の話と同じですが、等価騒音で基準値ぎりぎりの地点がありますので注意喚起するかどうかですね。昼間ですね。基準値ぎりぎりのところというのは病院の曲がり角の予測地点です。口頭意見として付け加えた方がよいでしょうか。

【議 長】

予測地点Bでしょうか。

【委 員】

はい。昼間の予測値54.1dBとでています。隔地駐車場内の来客車両の騒音が主な原因かと思います。ですので運用上工夫の余地はあるかなといったところです。一言いれていただいても良いかなと思いました。

【議 長】

等価騒音レベルですね。そうしますと先程と同じで「等価騒音について予測地点Bの昼間の数値について、基準値内ぎりぎりにおさまっている。予測値を上回ることをしないよう努めていただきたい。」ということでしょうか。

【委 員】

それをお願いできると良いのではないのでしょうか。

【議 長】

病院の近くということもありますので、これは口頭意見として追加することとしてよろしいのでしょうか。

(全員了承)

●新設（5条1項） （仮称）クリエイトS・D久喜菖蒲店

（事務局説明）

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

事前説明における各委員からの意見について県の意見として付すかどうか審議したいと思います。御意見等ありますか。

【議 長】

事前説明における各委員からの意見についてですが、まず「久喜市意見に対し適切に対応されたい。」という意見、そして騒音に関して「夜間騒音レベル（合成値）の予測地点アが保全対象敷地境界で基準値内にぎりぎりにおさまっている。隣地は工場の敷地ではあるが、今後騒音の苦情等があった場合には誠意を持って対応いただきたい。」という意見が出ています。「久喜市意見に対し適切に対応されたい。」という意見についてはいかがでしょうか。

【委 員】

設置者の回答のとおり対応いただきたいということですので特に意見としてつけていただかなくて結構です。

【議 長】

交通安全についての意見が出ていないですが他の届出では口頭意見として付していますので交通安全対策について、例えば周辺が通学路付近であること。出入口の付近に市営の駐輪場があるんですよね、そこにあるので来店車両等が敷地に入出入りする際に安全に配慮されたいという形で久喜市の意見をこちらの口頭意見として付すのはいかがでしょうか。

【委 員】

そうしていただけるのであれば、念押しということでよいと思います。

【議 長】

ではそのようにいたします。それから騒音についてはいかがでしょうか。

【委 員】

はい、0.1 dBでぎりぎりにおさまっていて、心配です。ただ隣が工場ですのでどちらからも騒音がでるかもしれませんが。ただ数値を見た上では我々として一言意見を出すべきかなと思います。

【議 長】

では御意見のとおり口頭意見として付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

(2) 変更

- 変更 (6条2項) カインズモール大利根
- 変更 (6条2項) カインズホーム上里本庄店
- 変更 (6条2項) ショッピングセンターニットーモール
- 変更 (6条2項) イオンモール羽生

(事務局説明)

届出概要及び事前説明における委員からの意見等を説明

【議 長】

まずカインズモール大利根に対して「荷さばき施設⑤の時間帯の変更により、周辺に与える騒音の影響が著しく大きくなることは考えにくいものの、予測結果では基準値を超過する地点があることから、今後騒音の苦情等があった場合には誠意を持って対応していただきたい。」という意見がございました。

【委 員】

カインズモール大利根に対しての意見の文章をイオンモール羽生の文言に合わせていただきたいです。つまり「当変更により、周辺に与える騒音の影響が著しく大きくなることは考えにくいものの」という表現ではなく、「著しく悪化しないとしても基準値を超過する」というのをカインズモール大利根の方にも言っていたけると良いと思いました。

【議 長】

では「荷さばき施設⑤の時間帯の変更により、周辺に与える騒音の影響は著しく悪化しないとしても、予測結果では基準値を超過する。」ということでしょうか。

【委 員】

そうですね。

【議 長】

では今の点を修正して口頭意見に付したいと思いますがよろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

カインズホーム上里本庄店については特に意見はありませんでしたが現時点で御意見等ございますか。

【委 員】

ありません。

【議 長】

ではカインズホーム上里本庄店は意見なしとします。
続いてショッピングセンターニットモールについても特に意見はありませんでしたが、このまま意見なしとしてよろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

最後にイオンモール羽生の、「敷地内の歩行者の安全対策に配慮されたい。」という意見がありますが敷地内の歩行者というのは具体的にどういうことでしょうか。

【委 員】

資料1の106ページ、107ページに変更前後の図面がありますが西側敷地内に新しい店舗の新設、新しい建物が建つということですよ。

【事務局】

はい。

【委 員】

駐車場のところが新しく店舗になるということで、車の流れ、歩行者の流れも変わります。大規模な敷地の中で交通事故が起こったりしていますので流れが変わるところでしっかり交通安全の対策をしていただきたいということです。

【議 長】

駐車場と店舗間の移動ということでしょうか。歩行者の安全ということですよ。具体的には「敷地内の駐車場と店舗間の歩行者の安全に配慮されたい。」という口頭意見を付すということによろしいでしょうか。

(全員了承)

【議 長】

騒音に関しては、先程のカインズモール大和根と同じですが「本変更の荷さばき施設の設置により、周辺に与える騒音の影響は著しく悪化しないとしても、予測結果では基準値を超過する地点があることから、今後騒音の苦情等があった場合には誠意を持って対応いただきたい。」という意見をこちらも口頭意見として付すということによろしいでしょうか。

【委員】

はい、お願いします。

【委員】

全体的な話で今まで気になっていたのですがこれを機にお話ししますと、「今後騒音の苦情等があった際には誠意をもって対応いただきたい。」という文章を定型文のようにつけていますが、少し引っ掛かります。苦情等があった場合には対応いただきたいというのは、裏を返すと苦情等がない限り騒音をだしても良いと言ってしまうような気がするので、それはどうかなと思います。特にこれは大規模店舗ですので住民としては立場が弱いですね。大規模な店舗に対して一住民が苦情を申し立てるとするのは勇気がいることです。やはり住民側に十分配慮した表現にしたいと思いますがいかがでしょうか。具体的に申し上げると例えば「騒音の苦情が出ることがないように誠意をもって対応いただきたい」とか、騒音の苦情が出ないことを前提にした表現にしたいと思いますがどうでしょうか。

【議長】

そうですね。

【委員】

私は他所で騒音苦情の対応をやっていますが、騒音発生者側に規制値をもっていくと「超えていないから何をしてもいいでしょ」というような態度で反論されることがよくあります。規制値というのは「そこまで出してもよいですよ」というお墨付きを与えているわけではありません。超えてはもちろんいけません、超えるまでどのような騒音を出しても良いと保障しているわけではないのです。こういった背景があったものですから、「苦情等があった際には」と言われると、「苦情が出ない限り何をしても良い」と捉えられかねないと思います。いかがでしょうか。

【議長】

では「今後騒音の苦情が出ないように誠意をもって対応いただきたい。」ということでしょうか。

【委員】

「出ないように」といいますと既に出ているみたいで、受けた側は少し厳しす

ぎる感じがするかもしれません。

【議 長】

事務局はどう考えますか。これまではこういった表現で付していたのかと思いますが、出ないようにという表現ですと何か問題がありますか。

【事務局】

表現の仕方は他にもあるかもしれませんが、今回ですと例えば「予測の結果超過する地点があることから騒音に対して注意していただきたい。今後騒音の苦情などがあつた場合には誠意をもって対応いただきたい。」というのはいかがでしょうか。まずは注意をすることが大前提で、さらに苦情があつた場合でも必ず対応してくださいと伝えるという意味です。

【委 員】

前半の部分が文章上見えてこないのので、超えない限り何をしても良いように聞こえてしまう気がします。ですので前半部分を強調した表現が良いですね。

【議 長】

そうですね、表現はこれから少し調整しますが、超過する地点があることから注意していただきたい、その上で今後苦情等があつた場合には誠意をもって対応していただきたいという表現に全て修正するというところでよろしいでしょうか。

【委 員】

はい。

【議 長】

その他御意見ありますか。交通安全のところの表現等、よろしいでしょうか。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 5年 8月 7日

議 長 池田 恵子

議事録署名委員 倉片 憲治

議事録署名委員 小嶋 文